

有害鳥獣の駆除作業や狩猟にご注意ください

問 市 林務課(伊吹庁舎) ☎58-2229 FAX 58-1630

現在、ニホンジカやニホンザル等の有害鳥獣による農林業や生活環境への被害が拡大しています。そこで市では、現在、市内全域の山間部を中心に、ニホンジカ、ニホンザル等の駆除を実施しています。

また、11月15日から2月15日まで(滋賀県ではニホンジカ、イノシシに限り3月15日まで)は狩猟期間となり、市内一円で猟銃やわなを使用した狩猟が行われます。

駆除や狩猟は、狩猟免許を持ち、駆除の許可または狩猟者登録を受けた人により安全を確保して実施していますが、次の点にご注意ください。



- ・ 駆除等には、猟銃を使用することもあり危険です。山や川へ行く時は目立つ服装をし、茂みなど相手に見えにくい場所へはできるだけ立ち入らないようにお願いします。
- ・ 駆除等が近くで実施されているのを見た時は、その場所から速やかに立ち去ってください。
- ・ 鳥獣捕獲のために檻が設置されている場所や、立木などにワイヤーがくくりつけてある場所には、危険が伴う可能性があるため近づかないようにしてください。

事業主のみなさんへ 個人住民税は「特別徴収制度」をご利用ください

問 市 税務課(近江庁舎) ☎52-1556 FAX 52-8730

「特別徴収制度」とは、給与支払者(事業者)が所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から個人住民税(市民税、県民税)を徴収(引き去り)し、納入する制度です。

地方税法や市の条例により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収していただくことになっています。なお、従業員が常時10人未満の事業者は、申請により、通常12回の納期を2回とすることができます。

特別徴収の手続きなど詳しくは、税務課へお問い合わせください。

特別徴収のメリット

給与所得者(従業員)は…

- ・ 毎月、給与から徴収(引き去り)されるため、納め忘れがありません。
- ・ 納税のために、納期ごとに金融機関へ出向く必要がありません。
- ・ 納期が、普通徴収(納付書、口座振替による納付)の4回に比べ、特別徴収は12回であることから、1回当たりの負担が少なくて済みます。

給与支払者(事業者)は…

- ・ 市町が税額の計算を行うため、所得税と違い、税額計算や年末調整の必要がありません。

宝くじ助成事業のご紹介

問 市 地域振興課(米原庁舎) ☎52-6623 FAX 52-4539

宝くじの助成金による各種助成事業は、あらゆるまちづくり活動に役立てられています。平成28年度に市内で宝くじの助成金を受け整備した事業を紹介します。

コミュニティ助成事業とは…

コミュニティ組織(自治会)の活動に必要な施設の整備や自主防災組織の育成など地域活動を行うために必要な事業に対して助成されるものです。



入江自治会 助成額180万円 (一般コミュニティ助成事業)

- ・ 冷蔵庫1台
- ・ エアコン2台
- ・ 湯沸かし器1台
- ・ 照明11台
- ・ 座椅子30脚
- ・ テレビ1台
- ・ ガスコンロ1台

